平成２２年（フ）第１３７号
福岡県大牟田市亀谷町36番地　亀谷市営住宅２棟22号
債務者　増田　生子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４８号
福岡県大牟田市大字白銀899番地５
債務者　加藤建一郎
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３０８号
宮城県大崎市古川米倉字中田10番地３、従前の住所宮城県大崎市田尻八幡字鍛治町79番地４
債務者　進東健太郎
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
宮城県加美郡加美町字一本杉426番地２　雇用促進住宅２棟508号
債務者　鈴木　文子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３４９４号
愛知県春日井市勝川町２丁目13番地１　県営勝川住宅４棟305号
債務者　渡會　洋元
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３０号
名古屋市中川区十番町５丁目１番地の21　三浦方
債務者　島本　幸則
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７３号
愛知県東海市荒尾町下笹根15番地の３　ライフヒルズ笹根Ｃ－５
債務者　中野　智司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９６号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番106―403号　大幸東団地
債務者　服部　尋一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９１号
名古屋市港区港陽１丁目４番２号　新港陽荘505号
債務者　浅野　繁樹
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６１号
神戸市灘区中原通３丁目２番６号メゾンドファミーユ601号
債務者　犬飼　健一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８５号
神戸市兵庫区湊町２丁目１番６号宝マンション101号、従前の住所神戸市須磨区離宮前町１丁目６番37号
債務者　山本　佳伸
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０５号
神戸市灘区徳井町５丁目４番９号　405
債務者　松川　幸二
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1709号
債務者　宮本蘭子こと　朴　　蘭氷
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６７号
沖縄県浦添市内間１丁目14番13号
債務者　平良眞理乃（旧姓湯川）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４８号
北海道小樽市若竹町30番３号、前住所北海道小樽市梅ケ枝町21番１号
債務者　小林　哲治
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２７６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字原13番地11
債務者　藤井　義則
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
仙台市泉区みずほ台９番地の１　セザール八乙女702
債務者　村上　　博
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係